第５節　高等学校授業料等収納事務コード表

第１表　学校コード表 …… 36

第２表　課程区分コード表 …… 38

第３表　学年コード表 …… 38

第４表　納入方法コード表 …… 38

第５表　金融機関コード表 …… 38

第６表　預金種目コード表 …… 40

第７表　費目コード表 …… 40

第８表　学校徴収金等免除コード表 …… 40

第９表　減免コード表 …… 41

第10表　異動コード表 …… 42

第11表　登録区分コード表 …… 42

第12表　入学料コード表 …… 42

第13表　収納状況コード表 …… 42

第１表　　学校コード表

所属名	コード	所属名	コード
新潟高等学校	581010	長岡高等学校	582400
新潟中央高等学校	581020	長岡大手高等学校	582410
新潟南高等学校	581030	長岡農業高等学校	582420
新潟江南高等学校	581040	長岡工業高等学校	582430
新潟工業高等学校	581050	長岡商業高等学校	582440
新潟商業高等学校	581070	長岡明徳高等学校	582450
新潟向陽高等学校	581090	長岡向陵高等学校	582460
新潟西高等学校	581100	見附高等学校	582500
新潟東高等学校	581120	正徳館高等学校	582620
新潟北高等学校	581130	栃尾高等学校	582700
新潟翠江高等学校	581140	三条高等学校	582800
巻高等学校	581200	三条東高等学校	582810
巻総合高等学校	581210	新潟県央工業高等学校	582820
吉田高等学校	581300	三条商業高等学校	582830
分水高等学校	581310	加茂高等学校	583000
新発田高等学校	581400	加茂農林高等学校	583010
西新発田高等学校	581410	小千谷高等学校	583100
新発田農業高等学校	581420	小千谷西高等学校	583110
新発田南高等学校	581440	小出高等学校	583200
新発田南高等学校豊浦分校	581441	堀之内高等学校	583260
新発田商業高等学校	581450	国際情報高等学校	583270
豊栄高等学校	581500	六日町高等学校	583300
村上高等学校	581600	八海高等学校	583310
村上桜ヶ丘高等学校	581610	塩沢商工高等学校	583400
荒川高等学校	581630	十日町高等学校	583500
中条高等学校	581700	十日町高等学校松之山分校	583502
阿賀野高等学校	581820	十日町総合高等学校	583510
新津高等学校	581900	川西高等学校	583520
新津工業高等学校	581910	松代高等学校	583700
新津南高等学校	581920	柏崎高等学校	583800
白根高等学校	582000	柏崎常盤高等学校	583810
五泉高等学校	582100	柏崎総合高等学校	583820
村松高等学校	582200	柏崎工業高等学校	583830
阿賀黎明高等学校	582300	出雲崎高等学校	583900

所属名	コード	所属名	コード
高田高等学校	584000		
高田高等学校安塚分校	584002		
高田北城高等学校	584010		
高田農業高等学校	584020		
上越総合技術高等学校	584030		
高田商業高等学校	584040		
高田南城高等学校	584050		
新井高等学校	584100		
久比岐高等学校	584310		
有恒高等学校	584400		
糸魚川高等学校	584700		
糸魚川白嶺高等学校	584710		
海洋高等学校	584800		
佐渡高等学校	586000		
佐渡高等学校相川分校	586002		
羽茂高等学校	586010		
佐渡総合高等学校	586050		
村上中等教育学校	561010		
柏崎翔洋中等教育学校	561020		
燕中等教育学校	561030		
津南中等教育学校	561040		
直江津中等教育学校	561050		
佐渡中等教育学校	561060		

第２表　　課程区分コード表

区　分	コード
全　　日　　制	1
定　　時　　制	2
定 時 制 （ 単 位 制 ）	3
通　　信　　制	4
中 等 教 育 学 校	6

第３表　　学年コード表

区　分		コード
高等学校	1　学　年	1
	2　学　年	2
	3　学　年	3
	4　学　年	4
学校長氏名の登録		0

区　分		コード
中等教育学校	4　学　年	4
	5　学　年	5
	6　学　年	6
学校長氏名の登録		0

第４表　　納入方法コード表

区　分		コード
口座振替	毎　　月	1
	一　　括	2
現金納入	毎　　月	3
	一　　括	4

第５表　　金融機関コード表

金　融　機　関　名	取 扱 店 舗 名	金融機関コード
第　四　銀　行	全　店　舗	財務会計システム「金融機関コード照会」により確認
北　越　銀　行	全　店　舗	
大　光　銀　行	県 内 全 店 舗	
秋　田　銀　行	新　潟　支　店	０１１９４８１
東　邦　銀　行	新　潟　支　店	０１２６７０６
北　陸　銀　行	新　潟　支　店	０１４４６０５
八　十　二　銀　行	新　井　支　店	０１４３８１１
	高　田　支　店	０１４３８１２
	直 江 津 支 店	０１４３８１３
	潟　町　支　店	０１４３８１４

金融機関名	取扱店舗名	金融機関コード
きらやか銀行	村上支店	０５０８０５６
	新潟支店	０５０８０５７
	新発田西支店	０５０８０５８
	新発田支店	０５０８６７０
	豊栄支店	０５０８６７２
	新発田北支店	０５０８６７３
富山第一銀行	糸魚川支店	０５３４０７１
	直江津支店	０５３４０７２
	長岡支店	０５３４０７３
新潟信用金庫	県内全店舗	財務会計システム「金融機関コード照会」により確認
長岡信用金庫	県内全店舗	
上越信用金庫	県内全店舗	
三条信用金庫	県内全店舗	
柏崎信用金庫	県内全店舗	
新発田信用金庫	県内全店舗	
加茂信用金庫	県内全店舗	
村上信用金庫	県内全店舗	
新井信用金庫	県内全店舗	
新潟県信用組合	県内全店舗	
興栄信用組合	県内全店舗	
新栄信用組合	県内全店舗	
巻信用組合	県内全店舗	
三條信用組合	県内全店舗	
協栄信用組合	県内全店舗	
新潟大栄信用組合	県内全店舗	
糸魚川信用組合	県内全店舗	
さくらの街信用組合	県内全店舗	
塩沢信用組合	県内全店舗	
新潟県労働金庫	県内全店舗	
新潟県信用農業協同組合連合会	県内全店舗	
県内の各農業協同組合	県内全店舗	
新潟県信用漁業協同組合連合会	県内全店舗	

口座振替取扱金融機関以外のコードについては、財務会計システムで照会のこと。

第６表　　預金種目コード表

区　分	コード
普　通	1
当　座	2

第７表　　費目コード表

区　分		コード	略称
県歳入金	入　学　料	０１	
	中等教育学校入学料相当額		
	授　業　料	０２	
学校徴収金	生　徒　会　費	１１	生　徒　会
	修　学　旅　行　積　立　金	１２	旅　行　積
	そ　の　他　積　立　金　１	１３	積　立　１
	そ　の　他　積　立　金　２	１４	積　立　２
	農　業　ク　ラ　ブ　費	１５	農　業　ク
	家　庭　ク　ラ　ブ　費	１６	家　庭　ク
	学　校　セ　ン　タ　ー　掛　金	１７	セ　ン　タ
	給　食　費	１８	給　食　費
	寮　費	１９	寮　費
団体徴収金	Ｐ　Ｔ　Ａ　会　費	３１	Ｐ　Ｔ　Ａ
	同　窓　会　費	３２	同　窓　会
	後　援　会　費	３３	後　援　会
	振　興　会　費	３４	振　興　会
	ク　ラ　ブ　後　援　会　費	３５	ク　ラ　ブ
学　校　長		９９	

第８表　　学校徴収金、団体徴収金免除コード表

区　分	コード(１回目)	コード(２回目)
全　額　免　除	５１	５５
半　額　免　除	５２	５６
減　免　報　告　の　取　消	００	

第９表　　減免コード表

（高等学校等）

<table>
<tr><th colspan="2">減免対象要件</th><th>減免の額</th><th>コード</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１　生活保護法第６条第２項に規定する要保護者（第５号(1)の対象となる者を除く。）</td><td>生活保護を受けている世帯（被保護世帯）</td><td>入学料又は入学料相当額の全額</td><td>０１</td></tr>
<tr><td>生活保護を受けてはいないものの、同程度と認定される世帯（要保護世帯）</td><td>授業料月額及び入学料又は入学料相当額の全額</td><td>０４</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第１項及び第３項の規定に基づく市町村民税の非課税世帯</td><td>入学料又は入学料相当額の全額</td><td>０２</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　市町村民税均等割のみ課税世帯</td><td>入学料又は入学料相当額の半額</td><td>０３</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　天災その他不慮の災害により地方税法第323条の規定に基づき、当該年度の市町村民税課税額のうち、災害を受けた日以降に納期が到来するものが全額免除された世帯</td><td>授業料月額及び入学料又は入学料相当額の全額</td><td>０６</td></tr>
<tr><td rowspan="6">５　保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条に規定する保護者をいう。）又は里親（同法第27条第１項第３号の規定による里親をいう。）が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表の後遺障害第１級から第３級までに該当することとなった生徒（以下「交通遺児等」という。）であって、その生活困窮程度が次のいずれかの一に該当する場合</td><td>(1)　当該交通遺児等が生活保護法第６条第２項に規定する要保護者であること</td><td rowspan="6">授業料月額及び入学料又は入学料相当額の全額</td><td>２０</td></tr>
<tr><td>(2)　当該交通遺児等が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる者であって次に掲げるもの
ア　その者を扶養する者がいない者
イ　その者を扶養する者がいるときは、当該扶養者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者</td><td>２１</td></tr>
<tr><td>(3)　交通遺児等を扶養する者が地方税法の規定により市町村民税を納付しないこととなる者又は均等割のみを納付している者であること</td><td>２２</td></tr>
<tr><td>(4)　交通遺児等を扶養する者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の保険料の納付を免除されている者であること</td><td>２３</td></tr>
<tr><td>(5)　交通遺児等と同一生計にある者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当を受けている者であること</td><td>２４</td></tr>
<tr><td>(6)　交通遺児等と同一生計にある者が就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている者であること</td><td>２５</td></tr>
<tr><td colspan="2">６　新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第６号）第22条の規定により、留学を許可された生徒</td><td>授業料月額の全額</td><td>３０</td></tr>
<tr><td colspan="2">減免報告の取消</td><td></td><td>００</td></tr>
<tr><td colspan="2">無償化に伴う減免登録
※入学年度を平成25年度以前で登録すると、自動で登録される。</td><td>授業料月額の全額</td><td>４０</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校等就学支援金に伴う減免登録
※登録と解除は財務課で行う。</td><td>授業料月額の全額
４～６月分</td><td>４１</td></tr>
<tr><td>授業料月額の全額
７～３月分</td><td>４２</td></tr>
</table>

第10表　　異動コード表

区　分		コード(１回目)	コード(２回目)	コード(３回目)
休　　学		０１	１１	２１
復　　学		０２	１２	２２
退　　学		０３		
転入	新潟県立高等学校から	０４		
	その他の高等学校から	０５		
転　　出		０６		
原　級　留　置		３０		

第11表　　登録区分コード表

区　分	コード
新　　規	1
変　　更	2

第12表　　入学料コード表

区　分	コード
徴収する	＊
徴収しない	（空欄）

第13表　　収納状況コード表

区　分		コード
収納済	口座振替	０１
	現金納入	０２
	不能者現金納入	０３
収納未済	残高不足	０４
	口座なし	０５
	預金者の都合による振替停止	０６
	学校の都合による振替停止	０７
	その他の理由による振替停止	０８
	現金納入分	０９